# 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険の 第一号保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、死亡又は重篤な傷病を負った方や、一定程度の収入が 減少した方は、申請により介護保険料の減額又は免除になる場合があります。

### 対象となる方(減免対象となる基準)

#### 対象者(1) 〔全額免除〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った第一号被 保険者。

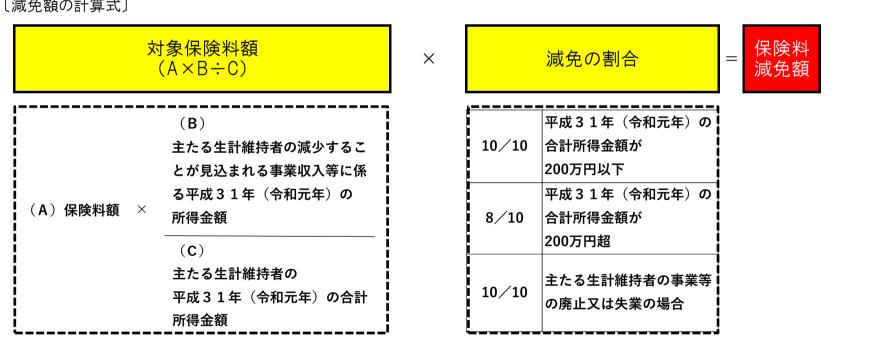
※重篤な傷病とは、原則として1ヵ月以上の治療を要すると認められた場合。

### 対象者② 〔一部免除 ※下記の計算方法により算定〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等(事業収入、不動産収入、山 林収入、給与収入)のいずれかの減少が見込まれ、次の(1)及び(2)に該当する第一号被保険者。 ※減少見込額は、保険金や損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額。

- (1) 事業収入等のいずれかの減少額が前年に比べて30%以上減少していること。
- (2)減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の平成31年(令和元年)の所得の合計額が 400万円以下であること。

#### 〔減免額の計算式〕



## 減免対象となる保険料

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものが対象となります。

納付方法	平成31年度分の 保険料	令和2年度分の 保険料
特別徴収(年金天引き)	令和2年2月分	令和2年4月、6月、8月、12月、令和3年2月分
普通徴収(納付書、口座振替)	第8期、随時期	第1~8期

# 申 請 方 法(申請に必要な書類等)

### 対象者①の方が必要な書類

- ●介護保険料徴収猶予·減免申請書(様式第1号)
- ●同意書(様式第2号)
- <死亡の場合>
- ●死亡診断書、医師の診断書の写し
- <重篤な傷病を負った場合>
- ●医師の診断書、保健所から交付される措置入院の勧告書の写し

### 対象者②の方が必要な書類

- ●介護保険料徴収猶予·減免申請書(様式第1号)
- ●同意書(様式第2号)
- ●事業収入等の状況申告書(別紙様式)
- ●平成31年中の収入が分かる書類(確定申告書類等)の写し
- ●令和2年中の収入が確認できる書類(給与明細、収入が確認できる帳簿等)の写し

### ※該当する場合のみ

- <保険金や損害賠償等により補填されるべき金額がある場合>
- ○帳簿や保険の契約書等の写し
- <事業の廃止又は失業した場合>
- ○事業廃止届、退職証明書、離職票等の事実確認できる書類の写し

# 【問い合わせ先】

古賀市 保健福祉部 介護支援課介護保険係 古賀市庄205番地(サンコスモ古賀)

TEL: 092-942-1144/FAX: 092-942-0404 e-mail: kaigo@city.koga.fukuoka.jp